

令和3年9月

令和4年度当初予算編成に対する  
重要政策提言

維新の会兵庫県議会議員団



令和3年9月15日

兵庫県知事 齋藤 元彦 様

維新の会兵庫県議会議員団

幹 事 長 徳安 淳子  
政務調査会長 増山 誠

## 令和4年度当初予算編成に対する重要政策提言

昨年より新型コロナウイルス感染症が全世界を覆い、世界的なパンデミックにより社会生活に大打撃を与えました。世界各国では都市のロックダウン、日本では緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの影響により社会は大きなダメージを受けました。

国内経済においては、飲食業や宿泊業、旅行業、旅客運送業など特定の業種において売上の減少など厳しい状況が続いています。しかしながら、経済全体として見ると、主に製造業において海外の景気回復に牽引された業績の回復や株高による法人の利益かさ上げ効果などにより、2020年の法人税収は国の想定より3.2兆円増の11.2兆円、税収全体としては過去最高の60.8兆円を記録しました。一方、県としては来年度の税収見込みは大幅な減少が予想され、引き続き中小企業や甚大な影響を受けた業種への支援や景気動向への注視が必要な状況と言えます。

県政においては20年ぶりの新たな知事として、齋藤知事が誕生されました。我々日本維新の会は、県民に寄り添う姿勢、しがらみのない行財政改革など多くの点で理念を共有している齋藤知事に大きな期待を寄せている所であります。

2025年には大阪・関西万博が開催され、いよいよ今度は我々の出番となります。政治行政の面においてこれまで兵庫・大阪の連携が十分とは言えない状況でしたが、今回大阪府で行政経験を積まれた齋藤知事が就任され、任期中には大阪・関西万博の開催という兵庫県と大阪府が連携した発展の好機が訪れます。この機を捉え一気に兵庫、大阪、そして関西が一丸となって成長を遂げてほしいという県民の期待が膨らんでいます。

維新の会兵庫県議会議員団が重要な政策として位置付けた項目に関し政策提言を致します。令和4年度当初予算編成にあたり、維新の会の重要政策提言として以下にまとめましたのでご高覧いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

## 維新の会兵庫県議会議員団

幹事長

総務常任委員会委員 徳安 淳子 (尼崎市選出)

政務調査会長

農政環境常任委員会副委員長 増山 誠 (西宮市選出)

政務調査副会長

建設常任委員会委員 齊藤 真大 (川西市・川辺郡選出)

文教常任委員会委員

岸口 みのる (明石市選出)

健康福祉常任委員会委員

和田 有一朗 (神戸市垂水区選出)

産業労働常任委員会委員長

高橋 みつひろ (神戸市西区選出)

警察常任委員会委員

掘井 健智 (加古川市選出)

警察常任委員会委員

門 隆志 (宝塚市選出)

## 1. 行財政構造改革の推進

5期20年に渡って県政を率いた井戸前知事は阪神・淡路大震災からの本県の復興に多大なる貢献をされ、強いリーダーシップによって本県のみならず関西広域連合の設立など地域の発展に寄与された。

その長期に渡る県政運営によって安定がもたらされたが、一方で不要な事業がしがらみによって廃止できなかつたり、前例踏襲型で無駄な支出が放置されてしまっているという負の側面も顕著になってきている。

さらにこの度の新型コロナウイルス感染症対策において、国の補正予算等を活用し、総額1兆1500億円を超える補正予算を令和元年度から3年度にかけて編成したがコロナ禍による消費の低迷や企業業績の悪化から、令和2年度から県税収入が大きく減少しており、財政フレームの見直しを行った結果、令和4年度から令和9年度にかけて総額330億円の収支不足額が見込まれ、歳入歳出へのより一層踏み込んだ改革が必要である。

また、日本は人口減少社会に突入し、生産年齢人口も減少するなか限りある資源、税収を効率的に配分し、イノベーションを生み出せる社会、人口減少下にあっても成長しつづけることのできる社会経済構造への転換が急務となっている。

その為にも、旧態依然とした行政機構を刷新し、新しい時代に対応できる行政組織への変革が必要である。

### (1) 身を切る改革の実行

齋藤知事は就任直後に、自身の退職金の5割、報酬の3割をそれぞれ削減すると表明した。同様に各予算の精査を厳しく行い、削減や人員の再配置など、県民の経済状況に寄り添う、痛みを共に共有する改革を実行すること。

### (2) 県債残高の縮減

税収が伸びない中で、支出を抑える努力が必要であり、一層の無駄を省き少しでも県債を減らすための県庁全体の意識を高めること。県債残高の一層の縮減に努めること。

### (3) 不要な事業の廃止と新たな分野への重点投資

これまで事業の見直し、廃止を進めて来ているが、同時に新規事業も実施しており、この度の新規事業も含めて再検証を行い、不要不急な事業をさらに選別すること。特に公用車への過剰な支出、利用実績の少ない各種補助金などを見直すこと。また、生み出した財源については、本県の人口増や産業振興に寄

与する政策へと展開し、それをもって税収や県民サービスの拡充を図る好循環の呼び水となるような投資政策を実行すること。

(4) 外郭団体の整理、統合、廃止の検討

現在26団体ある県の外郭団体について、ゼロベースで整理、統合、廃止を含めた検討を行うこと。特に県営住宅の管理において市町営住宅との二重行政の懸念が指摘されている兵庫県住宅供給公社について、この7月に「ひょうご県営住宅整備・管理計画」を策定したところではあるが、計画の見直し等も含め行財政構造改革の趣旨を踏まえた検討を行うこと。

(5) 外部人材の登用

経済活性化、人口増、企業誘致などそれぞれの課題を解決するための行政改革特命チームの編成や有識者の登用を行い、外部人材との意見交換を通じたこれまでにない行財政運営手法を積極的に取り入れること。

(6) 兵庫県と神戸市の二重行政の整理

本県と神戸市との二重行政とならないよう協議を十分に行い、特に三宮地域の再整備への協力に関しても、本県の財政状況を鑑みて熟慮を重ねること。

(7) 県庁舎等の再整備計画の再検討

新型コロナウイルス感染症の収束が不透明の状況下で、今後の財政難がすでに予測されている。県庁舎の再整備に関する基本構想が令和元年6月に策定されているが、当時の判断基準と現在は大きく異なっていることから、サテライトオフィスの充実、在宅ワークの推進などの影響を考慮し、本庁舎の規模縮小による予算の削減等の再検討を行うこと。

(8) 阪神南県民センターと阪神北県民局統合に向けた庁舎整備時期の見直し

県庁舎再整備と同様に、伊丹庁舎敷地における統合後の阪神県民局の施設整備についても、緊急性の有無等十分に勘案して時期の見直しをはかること。

(9) フェニックス共済事業の検証

昨年度創設15周年を迎えたフェニックス共済事業について、加入率は令和3年6月末現在で9.6%と、毎年普及啓発や加入促進活動を行っているものの、低調である。認知度が低い等原因を探っているが、15年間PRを行っているにもかかわらず、県民に浸透していない本事業が今後本当に必要とされるのかしっかりと検証すること。

(10) ひょうご出会い支援事業の縮小

開設当初と比較して、出会いサポートセンターは倍以上に増設されているが、近年成婚組数は減少傾向にある。スマホ婚活システム等活用することで、県内10か所も設置されている同センターを集約し効率的に運用が可能かと思われる、経費節減を図るためにも、縮小の検討を早急に行うこと。

(11) 働き方改革の再検証

超過勤務時間が年間360時間超の職員数が平成29年度498人と500名近くにのぼり、令和2年度は50%以下の目標設定としていたが、結果413人という17%の減少にとどまった。実態に沿った目標の設定も必要だが、根本的な働き方の再検証を行うこと。

(12) こうのとり但馬空港の存廃を含めた包括的な見直し

但馬地域の発展に欠かせない交通網の柱として設置されたこうのとり但馬空港であるが、開港から25年が経過し但馬地域を取り巻く状況は変化した。北近畿豊岡自動車道が延伸し道路網の整備が進んでいること、人口減少により潜在的な航空旅客需要が減退していることなどにより空港経営は厳しい状況にある。また、地域住民に対し運賃の補助や各自治体からの空港運営補助金や支援によってかろうじて存続している状況である。いつまでも赤字路線を抱えるほど予算に余裕はなく、今後航空法改正に伴う滑走路の延長など多額の追加投資が必要になることから、存在に意義があるのか明確に議論を始める必要がある。目標達成の期限を設けるなど、未達成の場合の方向性を見極める検討会を早急に設けること。

(13) 海外駐在事務所の廃止

海外駐在事務所は県内企業が海外への事業進出を行う際に窓口となるなど一定の役割を果たしている部分もあるが、各国の民間団体や県人会などに委託することで代替できる部分も多い。県独自に予算を割いて海外事務所を設置し人員を配置することは必要性に乏しいことから、駐在事務所が現地で持つネットワークなどソフト部分を県人会や在外公館等に引き継ぐなどこれまで培った財産を散逸しないような取組を進めた上で海外駐在事務所を廃止すること。

(14) 国際交流を名目とした議員同道の海外出張の廃止

友好周年記念事業に議員が知事と同行し、海外出張が公費で行われてきたが、本来国際交流は国が担うべき事柄であり、実際の海外視察や国際交流は県費で観光をしていると疑われるような内容のものも散見されることから、国際交流を名目とした議員同道の海外出張は廃止し、同行希望の議員は自費で参加する

こと。

(15) 各出先機関同士の情報共有を図ること

県の各出先機関において未収金の発生、車両の物損事故、過失による備品の汚損、工事代金に係る保証金の徴収漏れなど、全体で事例を共有すれば回避できる事故が発生している為、出先機関同士の事故事例共有などの仕組みづくりを行うこと。

(16) 全ての事業について計画のロードマップの作成

目的や時代に合わない事業の廃止、見直しにあたり、これまでの実績を精査し効果の上がっている部分については民間組織を活用してノウハウなどが失われないよう、工夫しながら実施すること。

(17) 朝鮮学校への補助金支出の妥当性の検証

朝鮮学校は朝鮮総連が教育内容、人事及び財政に影響を及ぼしており、補助金の支出に関して公益性、教育振興上の効果などに関する十分な検討と補助金の趣旨・目的に沿った適切かつ透明性のある執行の確保が求められている。

本県においても朝鮮学校の教育内容が教育基本法に違反していないか、特定の政治団体が主催する行事に学校の教育活動として参加していないか、北朝鮮指導者の肖像画を掲示していかなかなど、必要な調査が完了することを補助金支出の条件とするなど妥当性の検討を行うこと。

## 2. コロナ禍とポストコロナ時代における医療体制の構築

現在、県内高齢者におけるワクチンの1回目接種率が7割に達するとともに2回目の接種も進んでおり、新型コロナウイルス感染症は新たなステージに入りつつあるといえる。

特に医療体制の整備に関しては、これまで重症化率が高かった60才以上の高齢感染者の数がワクチン接種により全体の約8%と急減した。全国的に感染者が増加しているにもかかわらず、新規死亡者数、重症者数、病床使用率ともにほぼ横ばいに推移しており、ワクチン接種の効果が現れ始めている。

このような現状に基づき、医療体制の整備について方針を再構築していく必要がある。

政府の見込みでは10月10日までに全員分のワクチンが各自治体に配布されるとなっている。希望者全員へのワクチン接種が順次行われることにより、我々の社会はいよいよポストコロナ社会へと移行していくことになる。

今回発生した新型コロナウイルス感染症の経験を活かし、今後起こりうる新たなパンデミックに備えられるよう、平時から医療提供体制を整備する必要がある。

### (1) 医療体制の維持・増強

社会経済活動への規制や時短営業要請など私権制限を実施する主要な基準となっているのは、「医療提供体制への負荷」と「陽性者数」である。

ワクチン接種によって高齢感染者が減少し、陽性者数の増加が医療提供体制への負荷へつながらない状況ではあるが、医療逼迫率の分母となっている現在の病床数を維持または増強することによって医療逼迫率を下げ、社会経済活動への規制を出来るだけ早急に解除するよう努力することが必要である。

### (2) 感染症対策の検証

今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大においては初動体制、給付金など補償事務、そして特に医療提供体制の構築に課題があった。感染が収束した際には速やかに今回の対応について検証を実施する必要がある。なかでも重症病床の不足は顕著であり、これにより社会経済活動の抑制を行わざるを得ない状況となった。医療従事者の確保にどのような課題があったのかを検証する必要がある。

また、マスコミの過熱した報道により形成された民意によって政治的判断に影響が出たと思われる事例もあり、その及ぼす影響についても検証が必要である。

(3) ワクチン接種体制の整備

10月までに各自治体に配分予定の新型コロナワクチンができるだけ早急に打ち終わるようワクチン配分の適正化を進めること。

(4) 新たな感染症の流行に備えた院内感染防止の強化策の策定

新たな感染症が発生した場合に、今回の新型コロナウイルス感染症において、院内感染が頻発した反省を踏まえ発熱外来の設置数を増やしたり、病院内の動線を体系化すること。また入院患者すべてに入院前PCR検査を標準化し、医療従事者の感染防止のため医療用マスクや防護服の備蓄も十分に行うこと。

(5) 妊産婦の診療に関する体制整備

現在、妊婦のコロナ患者受入れは県立尼崎総合医療センター、神戸市立中央市民病院、加古川市民病院、姫路赤十字病院しかなく、新型コロナウイルス感染症に感染している妊産婦に対し適時適切な治療が行えるよう、公立病院での受入れ体制を整備すること。また私立病院の産科を有する病院でコロナ患者を受け入れている病院においても受入れを要請すること。

(5) 高齢者施設や福祉施設でのクラスター発生防止への平時の指導強化

感染症が流行した場合、重症化しやすい高齢者施設や福祉施設でのクラスター対策を強化するとともに、職員や出入り業者の検査を励行させること。マスクや消毒剤の日頃からの備蓄を励行させること。

(6) 緊急時医療体制の構築

新たなパンデミックの脅威にさらされた場合、今回の医療提供体制の逼迫の原因である医療従事者の不足が起きないように、即応予備自衛官制度の医療版のような仕組みを整備すること。平時から専門外の医師に対し、感染症に対応できる技術の習得のための研修を行い、新たな感染症の蔓延時には招集した医療従事者で緊急時の医療体制を構築できるよう制度を創る。

(7) 新たなパンデミックに備えたハードウェアの整備

将来起こりうる感染症の蔓延時に、即時に医療を提供できるよう仮設病棟などのハードウェアを平時から準備、もしくは関係各企業と資材提供契約を結ぶなどの体制整備を実施すること。

(8) 検査体制の構築

新たな感染症への備えとして、次に感染拡大が確認された際、迅速に検査体制を立ち上げられるように計画の策定を行うこと。

(9) ワクチン開発への支援

今回の新型コロナウイルス感染症で露呈した国内ワクチン開発体制の脆弱性を放置することは、国民の安全安心のみならず安全保障の観点からも問題である。国と連携して、国内ワクチン開発拠点の整備を進めるとともに富岳など県内リソースを活用した誘致や支援を行うこと。

(10) ワクチン接種証明書（ワクチンパスポート）と陰性証明書の協議

ワクチン接種証明書（ワクチンパスポート）について、社会経済活動等に寄与することなど効果について県民の理解が得られるよう周知すること。一方で接種できない方、意思のない方へはPCR検査陰性証明書の発行など配慮もしながら、証明書の活用への議論を進めること。

(11) ワクチン接種の選択に対する偏見、差別行為防止の取組

ワクチン接種の選択は個人の意思が尊重されている。専門家の意見ではコロナに対する集団免疫を得るためには国民の約7割が接種する必要がある、重症化を防ぐことが重要と言われているが、非接種者に対して差別行為等が行われないよう、啓発活動も行うこと。

(12) 未成年のワクチン接種に関する正確な情報発信

未成年がワクチン接種を行うかどうかの判断が正確に行えるよう既往歴も含めたこれまでの重症化率や死亡者等、副反応等の徹底した情報開示、情報発信を行うよう国に求めること。国からの開示等に応じて、本県も内容を発信すること。

(13) コロナ禍における医療従事者へのメンタルヘルスチェックとケア機能強化

コロナ対応に従事している病院のみならず、コロナ禍において医療機関に勤務するスタッフ同士がリフレッシュできる機会が減少しており、医師、看護師、病院職員のメンタルヘルスチェック・メンタルケア機能の強化を図ること。

(14) 県民からもわかりやすい事業評価の在り方を検討すること

県立こども病院、県立がんセンターなど専門性の高い病院における事業評価について、赤字か黒字かなど収支の状態ではなく、他の医療機関で受け入れ困難であった患者を受け入れた人数など地域医療への貢献度や県民保健の最後の砦としてどの程度機能しているか、県民に伝わる評価基準を検討すること。

### 3. 社会基盤整備の推進

全国では毎年のように大規模災害による被害が発生し、そのたびに困難な復旧・復興を繰り返す実態を踏まえ、今後も防災・減災、国土強靱化に取り組む必要がある。特に昨今の異常気象による水害は全国各地で発生しており、本県においても各河川ごとに河川整備基本方針・河川整備計画を策定し対策を取っている所であるが、早急な着手・実行が必要である。

土砂災害も頻発化しており、なかでも山林開発に伴う盛り土や太陽光発電設備の設置に関連した災害の懸念も高まっている。安心安全な県民生活を維持するためにも早急な調査と対策が必要となっている。

南海トラフ地震や日本海津波、高潮などに備えるため防潮堤防の強化も喫緊の課題として重点的な取組を進めなければならない。

また、道路インフラ整備は波及効果が高く、経済活動や災害の緊急道路としても非常に重要な役割を担うため、整備の推進への取組が必要である。波及効果が高く、長期的視点に立った計画の遂行が求められるものである。

#### (1) 防災減災対策

##### (A) 土砂災害特別警戒区域の緊急点検の早期実施

先ごろ静岡県熱海市で発生した土石流による災害では、開発によると思われる盛り土との関連性が指摘されており、本県においても土砂災害特別警戒区域（レッド区域）の緊急点検を行うこととされた。土砂災害警戒区域（イエロー区域）のうち開発許可を受けた盛り土を伴う造成地についても点検を行うこととなっているが、対象が数千件と多数にのぼることから点検作業が2022年7月頃までかかる見通しとされており、できるだけ早期に実施すること。

##### (B) 河川治水事業の促進

昨今、気候変動の影響が顕在化し、全国各地で河川整備の目標を上回る降雨により甚大な洪水被害が発生しており、早急な治水対策が必要である。

貯留管の設置や堤防の機能強化、河川の浚渫など河川の洪水対策を速やかに実施すること。

##### (C) 大規模災害が発生した際の行方不明者等の氏名公表

大規模自然災害等により、警察・消防・自衛隊に救助を要請し、一刻も早く人命を救助するためには、公益性のある正確な情報を得ることが重要

である。県内の関係市町と連携し、行方不明者等の氏名を迅速に公表することで、効率的で円滑な救助活動が図れるよう、県としての対応方針を策定すること。

## (2) インフラ整備の推進

### (A) 大阪湾岸道路西伸部

現在建設が進む大阪湾岸道路西伸部は、慢性的な渋滞が続く阪神高速3号神戸線の渋滞緩和や阪神港の機能強化、災害時の代替機能確保などに貢献する重要な道路である。開通に向け着実に計画が進むよう取り組むこと。

### (B) 名神湾岸連絡線の早期開通

阪神高速3号神戸線と国道43号に集中している交通を阪神高速5号湾岸線に分散させ、周辺地域の交通渋滞の解消や交通安全、沿道環境の改善、物流ネットワークの形成が期待されることから、早急な開通に向け取り組むこと。

### (C) 神戸西バイパスの取組強化

着工から約30年が経つものの今も未整備区間が残る「神戸西バイパス」について、播磨臨海地域道路にあわせ、神戸西バイパスも渋滞緩和に大きく資することから、一刻も早く用地買収を完了し、工期完成を目指して取組強化すること。

### (D) 播磨臨海地域道路実現へのバックアップ

神戸市西区と兵庫県太子町間の約50キロを結ぶ「播磨臨海地域道路」の開通によって、本県西部地区から神戸市への長年の渋滞が緩和され、物流がスムーズになりその経済効果は計り知れない。本県としても、播磨臨海地域道路実現に向け、取り組むこと。

### (E) 再生可能エネルギーの普及

政府は世界各国と協調して温暖化に取り組むことを宣言し、2050年までのカーボンニュートラルの実現にむけ令和3年3月2日「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定された。エネルギー安全保障の観点も踏まえ、県においては可能な限り再生可能エネルギーの普及に努めること。特に水素は今後の代替エネルギーとして期待されており、水素ステーションの設置、再生可能エネルギーから水素を生成する技術への支援策などにも努めること。

(F) 播磨科学公園都市の今後の方向性

開発開始から35年以上が経過しているが、人口増がこれ以上難しいであろうと推察できる状況下で、今後どのように発展させていくのか方向転換も迫られている時期かと考える。住民との意見交換を行いながら、新しい事業展開の可能性を探ること。

(G) フェニックス事業用地の活用

尼崎の南東部に位置するフェニックス事業用地については、大阪・関西万博開催に際しパークライドとしての活用を行う予定であるが、万博協議会との連携を密に図り必ず誘致して海洋交通も含めた事業展開につながるよう進めること。また万博終了後も有益な活用の可能性を探ること。

## 4. 教育の充実

我々の社会は大きな転換点を迎えており、全ての子供たちが持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生きていくために必要な資質・能力を身に付けていけるよう、子供たちの多様化に正面から向き合うことが一層重要となる。このため、特別な支援が必要な児童生徒の早期発見や自立支援、外国人児童生徒等への対応、いじめ・虐待など困難を抱えた子供たちの早期発見・早期支援も含め、誰一人取り残されることなく、全ての子供たちの力を最大限に引き出すため、それぞれの置かれている状況に応じて最適な学びが可能となるような環境の実現を目指す必要がある。

一方で、社会のグローバル化、ボーダレス化が進む現代において、産業競争力を維持するための教育もまた重要となっている。ICTへの理解や基礎力の習得、外国語を使えるようにする学習などが求められている。

### (1) いじめ防止条例に基づいた県要綱の整備

各府県の教育委員会はいじめ防止に取り組むよう求める法律が制定され、他の都道府県においてはいじめ防止条例の制定が進んでいる。本県においては兵庫県いじめ防止基本方針の制定にとどまっている。本県においても県内において深刻ないじめによる被害が生じたこともあり、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進し、児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくることに寄与する「いじめ防止条例」を制定する必要がある。

### (2) 学校教育の無償化の推進

学校への経常費補助の支援を見直し、保護者負担軽減のため実質学校へ支払う学費等の援助に切り替えること。また、県内在住者に対し兵庫県立大学の学費を無償化することで高等教育までの一貫した無償化への先駆けとすること。

### (3) 兵庫県公立高校入試制度の見直し

兵庫県における公立高校入試制度は複数志願制を取っているが、その弊害として複雑な得点計算、全校で統一された入試問題と採点基準による問題形式の硬直化を招いている。また公立高校入試の前期日程（推薦・特色選抜）は本来の趣旨とかけ離れ、本来であれば共存共栄すべき県内私立高校の経営を圧迫していることから、入試制度について抜本的な見直しを行うこと。

#### (4) ギガスクール構想の推進

デジタル時代に相応しい質の高い学校教育を実現するには、児童生徒の1人1台端末を授業や家庭でフル活用し、デジタル教科書の普及や外部デジタル人材の活用を図るなど、ギガスクール構想と連動した教育のハード・ソフト・マンパワーの改革が必要である。特に教員の質の向上と全県における水準の底上げは急務であり、教員の指導能力の向上に資する研修ノウハウの蓄積が必要である。また、児童生徒の能力や特性を最大限に引き出す取組を行うとともに、その実現に向けたロードマップを作成すること。

#### (5) 子供の貧困対策の強化

子供の貧困が社会問題化している今、大阪府において設置されている「子ども輝く未来基金」は経済的に困窮する家庭の子供に対し、直接学習教材や書籍、スポーツ・音楽・美術用品、自転車などを提供することで子供の学習機会や生活体験の創出を通じて子供たちに輝く未来を提供するものである。本県においても生活保護世帯の大学進学率が43.0%と県全体の79.7%から大きく下回るなど貧困の連鎖が発生している。子供たちの学習機会、生活体験の機会均等を図るためにも兵庫版「子ども輝く未来基金」の設置を行うこと。

#### (6) 県立高校の在り方と公設民営学校の創設の協議

児童数の減少に伴い、都市部においても募集定員や学級数を減らさざるを得ない学校がでてきているなか、よりよい学習環境を維持するためにも県立高校の統合など積極的に進めていく必要がある。また、ICT環境の整備や社会情勢の変化に対応するため、学校教育の抜本的な改革が必要である。例えば様々な民間のアイデアによって革新的な取組を生み出し、教育に新たな価値観を創造するなど学校教育のパラダイムシフトを図る必要がある。そのための手法として国内外の学校法人や企業等と協力した「公設民営学校」の創設について協議・検討をすること。

#### (7) 学校給食の地産地消の実施

学校給食において、県産食材を有効活用することで、県内生徒が親しみと美味しさを実感し、郷土への愛着にもつながるよう指導すること。

#### (8) 教職員のわいせつ行為防止の徹底

県立学校及び県費負担の教職員が児童生徒へわいせつ行為を犯した場合は、厳しく処分を下すこと。また教職員採用試験において、わいせつ行為による処分歴の有無を提出書類に明記させるだけではなく、過去に勤務していた自治体への問い合わせや、今年度成立した「わいせつ教員対策法」に基づいて国が整

備する予定のデータベースの参照を必ず実施するよう定め、採用段階でわいせつ行為の処分歴がある者の把握に努めること。

(9) 学校活動における写真撮影に関するガイドライン策定

子供の画像が性的目的で悪用される被害を防ぐことは重要であり、学校活動における水着姿や体操服姿の画像が悪用されないよう、早急に対策することが必要と考える。県として学校現場における写真撮影やSNS活用に関するガイドラインを策定すること。

## 5. 経済対策

コロナ禍において疲弊した経済を立て直すため、企業への支援強化、雇用情勢の改善、失業者への支援等がさらに必要であるが、一方で飲食店への給付は行われているものの関連事業者への支援は不十分とも言われ、いまだ収束のめどが立たないコロナ禍での状況においては立て直し前の現状維持、倒産や廃業回避の支援が続いている。また観光産業においても、不要不急の外出自粛の中では利用者が期待できず、今後も受ける打撃は図りしれない。各自治体との連携からそれぞれの企業、観光地に対してネット等を活用した販売ルートなど各事業者の経営存続に向けた環境整備にさらに支援を行うべきである。

ポストコロナ時代を見据えたとき、本県として、重要なことは交流人口を増やし、地域の潤いとなる経済対策を打っていくことである。そのために必要な大阪を主とした関西地域の連携策として、関西全体の観光客が増加する施策、神戸空港の規制緩和や観光ルートにおける大阪府との多角的な協議を進める必要がある。ポストコロナ社会における国内外観光客の受け皿となり得なければならない。ポストコロナ社会への準備を早急に行い、次なる時代に向け、本県の企業が挑戦できるような環境づくりが求められる。

### (1) コロナ禍でダメージを受けた県内企業に対する支援

ポストコロナを見据えた戦略が必要である。既存のコロナ関連融資の返済開始の据置期間を延長することや返済期間を延長することで、毎月の返済負担を抑えることやその債務を長期劣後ローン（資本性ローン）への切り替えが選択できることが必要であり、切り替えた際の長期劣後ローンの買取機構を創設する等の抜本的な融資支援策の構築を国に求めること。

### (2) コロナ禍で影響が出た業種に支援が公平に行き渡る仕組みづくり

コロナ禍において多くの業種に売上減少などの影響がでており、現在飲食店や飲食店と取引のある事業者、著しく売上の減少した事業者に対し協力金などの名目で支援を行っている。しかし、飲食店への協力金が他の業種向け支援金と比較して手厚いなどの不公平感が出ている。今後の支援策においては、一部支援金を申請と同時にスピーディに支給し、事後的に企業への影響の度合をしっかりと確認した上で支給額を決定するような形で、スピード感を出しつつ広く公平に行き渡る仕組み作りを構築すること。

(3) 失業者対策

新型コロナウイルス蔓延により、失業者が増加している。県民生活の安定を図るため、失業者の増加を回避し、正規雇用の拡大に向けた積極的な支援、若年者・高齢者・障害者等の雇用の促進に取り組むこと。また、民間の活力を積極的に利用し、失業者が早急に次の職に就けるよう努めること。

(4) 観光振興

ポストコロナ社会に向け、観光が伸びると考えられている。神戸空港の規制緩和を積極的に推進し、インバウンド客、国内客誘客に向け、観光の受け皿となるような施策を実施すること。また、兵庫県内だけでなく他府県とも観光政策で積極的に連携し、交流人口増加に努めること。

(5) 働き方改革

在宅勤務やテレワークが推奨されるような社会的風潮が生まれているが、この機にデジタル時代に多様な人材が創造力を発揮しながら活躍できるよう、テレワークを定着させるとともに、裁量労働制やフレックスタイム制などの拡充・普及、社員の能力や仕事に着目した賃金制度など、働き手のエンゲージメント向上に資する働き方改革へと深化を図ること。また人材育成を産学連携で推進すること。

(6) スタートアップの発展の土壌作り

スタートアップが飛躍的に成長をすることが出来るよう、国内外のベンチャーキャピタルや株式上場経験のある財務責任者と結びつき支援を受けることが出来る環境を整備し、多様なユニコーン企業が生まれる土壌を創出すること。

(7) 「大阪・関西万博」の開催に向けた積極的な連携

「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに掲げる「2025年日本国際博覧会」の開催は、ポストコロナの象徴イベントとして世界へ発信できるよう、国や都道府県、県内市町、経済界をはじめ、オールジャパン体制で着実に準備を進めること。

(8) 物流の停滞回避への支援

物流・産業拠点となる阪神港（神戸港・西宮港・尼崎港）と姫路港の機能強化を図ること。阪神・淡路大震災を機に一時低迷していた神戸港も持ち直しコンテナターミナル港として機能強化が図られている。今般の新型コロナウイルス感染拡大を受けて、物流の需要が大幅に増えている。よってコンテナ貨物取扱量の増加に向け機能強化を図ること。

(9) 中小企業支援事業を関西広域で連携の推進

現在、各都道府県において行われている中小企業の支援に係る商品開発、基礎研究について関西の都道府県と一体となって共同で行う取組が進められているが、より一層連携して実施できるよう設備の統合や共同購入などに取り組むこと。

## 6. 農林水産業振興

人口減少社会や高齢化社会により、兵庫県における農林水産業の情勢は大きく変化している。それに加え、新型コロナウイルスの蔓延により、インバウンド消費の激減、外食産業の需要の落ち込みにより、生産者は苦境に立たされている。まずは生産者が新型コロナウイルス蔓延により、ダメージを受けた部分への資金繰り面への不安を解消し、安定して食の供給ができるよう努めなければならない。その上で、新たな販売チャネルの構築や、ポストコロナ社会におけるインバウンド需要拡大に向け、先手先手で取り組む必要がある。

また日本全体における農林水産業への担い手不足問題があるが、昨今、就農に対し関心が高まる動きが見られる。スマート農業の普及や、まだまだ高いと言われる就農へのハードルを下げる施策を打っていかなければならない。

そして、世界的にも関心が高まっている「食」への安全も忘れてはならない。県民に対し、安心・安全な食品基準で「食」を供給できるよう常に基準を精査し、積極的に取り組むことが肝要である。

### (1) スマート農業の推進

スマート農業の社会実装を加速するため、先端技術の現場への導入・実証や、地域での戦略づくり、科学的データに基づく土づくり、教育の推進等の環境整備の取組を支援すること。

### (2) 担い手の確保

農業就業者が著しく高齢化しており、今後、高齢農業者のリタイアが急速に進むことが見込まれる中で、青年層の新規就農者確保にむけ、一層取り組むこと。また自立経営を目指す就農希望者に対して、農業技術等の習得に必要な研修への支援を積極的に行うこと。

### (3) 主要農産物種子生産条例

兵庫県では、「主要農作物種子生産条例」を制定し、優良種子の安定供給体制を維持している。主要農作物種子の安定生産・供給に向け、引き続き、優良種子の安定化に取り組むこと。

### (4) 新型コロナウイルス感染拡大で失業した人の農林業への転職支援

新型コロナウイルスの影響を受け、失業を余儀なくされた人への農林水産業への転職を支援すること。

(5) 栄養塩管理の取組強化

兵庫県として瀬戸内海における栄養塩濃度管理は適正に行われていると考える。栄養塩の減少で漁獲量が低下しないよう、引き続き、適正な栄養塩管理を徹底し、「豊かな海」を実現すること。

(6) 有機農業

農薬や化学肥料の削減は農地生態系の多様性の向上につながり、生物多様性の保全や地球温暖化防止等に寄与するとの研究・調査結果が公表されている。持続可能な生態系を維持し、安全な農作物の安定生産に繋がる有機農業を推進すること。

(7) 栽培漁業

近年、世界の食糧確保をめぐる環境は厳しさを増しており、我が国周辺の豊かな水産資源を適切に管理し、県民に安定的に水産物を供給していくことの重要性が高まっている。栽培漁業は、種苗生産、放流、育成管理等により積極的に資源の増加を図る手段であり、栽培漁業の推進は沿岸資源の回復・管理を推進するための重要な施策である。漁業の生産性の向上や漁場環境の改善に積極的に取り組むとともに、水産資源の維持増大に向けて、栽培漁業の推進を図ること。

(8) 食の安全

食は生命の基本であり、兵庫県は、従来から県民の健康を守るため、食品を取扱う事業者への監視指導を中心に、食の安全確保に関する施策を進めてきた。食品事故防止に向け情報交換などをいっそう進め、引き続き事業者に対する適切な指導を行うこと。

## 7. 犯罪防止対策

近年においては全国的に犯罪認知件数が減少傾向にあるものの、犯罪自体が巧妙化、高度化しており、特に特殊詐欺による被害は甚大なものとなっている。令和2年中の被害は1027件で前年比369件、金額では16億6千万円で前年比5億6千万円と大幅に増加している。

なかでも還付金詐欺は令和元年度から令和2年度にかけ8件から288件と280件の増加で特殊詐欺犯罪認知件数の28%を占めるまで急増していることから、県民の安心・安全な暮らしを守るためにも、撲滅に向けたより一層の対策が必要である。

また、昨年度実施した本部機能強化および警察署再編で県警の犯罪対処能力が強化されたところではあるが、より一層の強化に向け交番の再編による警察能力の強化にも積極的に取り組む必要がある。

### (1) 特殊詐欺犯罪への取組強化

高齢者を狙った特殊詐欺が一向に収まらない。半グレや暴力団の新しい資金源にもなっている。また、コロナ給付金詐欺等を狙った新手の特殊詐欺事件も発生している。これらの特殊詐欺事件の徹底的な取り締まりを強化すること。

### (2) サイバー犯罪への取組強化

国家間やテロ組織からのサイバー攻撃への取組強化を行うこと。また県民が気軽に相談できる雰囲気づくりと、情報提供開示に努めること。特に令和2年9月に設置した本部長直轄の「サイバーセキュリティ・捜査高度化センター」(略称CSISセンター)に、人・モノ・カネを惜しまず投入すること。

### (3) 児童虐待、DV、ストーカー犯罪の防止

児童虐待、DV、ストーカー事案が発展し重大事件になるケースが散見され、このようなケースが重大犯罪に至らないような防止対策を強力に推進すること。

### (4) 暴力団対策の強化

指定暴力団六代目山口組と指定暴力団神戸山口組をめぐる抗争が全国的に発生している。また、特定危険指定暴力団の組長らに対し重い判決が下されるなど緊迫した情勢にあることから、県民の不安は高まっており、取締りを強化すること。

#### (5) 高齢者の交通安全対策

高齢者の交通安全対策は喫緊の課題となっており、高齢運転者に係る交通事故は、全年齢層の死亡事故件数が減少傾向にあるのに対し、75歳以上の運転者による死亡事故件数は横ばい傾向にあり、その占める割合が増加するなど、厳しい状況にある。

また、高齢者が交通事故で亡くなる事例における状態別割合は約半数が歩行中となっており、その対策が必要である。

これまで高齢者に対する交通安全教育等の取組や運転免許証の自主返納制度の周知などの取組を行ってきたところであるが、自動ブレーキなどを搭載した安全運転サポートカーの普及啓発など更なる取組の強化を実施すること。

#### (6) 通学路・通園路や園児の散歩道の安全確保

昨今、通学路・通園路や園児の散歩道においての重大な事故が発生していることを踏まえ、車などのスピードが出やすい場所、保護者や地域住民から改善要望があった場所など、危険な箇所において、ガードレールの設置や歩行者空間の確保等の安全対策を強化できるよう県管理道路については十分な予算化に努め、その他の道路に関しては管理者等と情報共有及び改善に向けた協力を行い、安全な道路環境の整備に取り組むこと。







